

○ 京都府議会文化力と価値創造に関する 特別委員会規程

(令和5年5月26日)

(設置)

第1条 京都府議会に文化力と価値創造に関する特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(調査)

第2条 委員会は、伝統文化、生活文化などの継承・発展や文化と観光、食、伝統産業、先端産業などあらゆる分野との融合により、新たな価値を創造し、発信するための施策について調査し、及び研究する。

(構成)

第3条 委員会は、委員11人をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長2人を置く。

附 則

この規程は、令和5年5月26日から施行する。